

平成 21 年度廃家電の不法投棄等の状況について

平成22年10月21日
環境省大臣官房
廃棄物・リサイクル対策部
企画課リサイクル推進室

平成21年度廃家電の不法投棄等の状況について、とりまとめましたので公表します。
廃家電 4 品目（エアコン、テレビ（ブラウン管式及び液晶・プラズマ式）、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機）の平成21年度の全国の不法投棄台数（推計値）は、133,207台（前年度119,381台）で、前年度と比較して11.6%増加となり、平成15年度をピークに減少傾向を示して以降、初めて増加に転じました。

また、廃パソコン（デスクトップ、ノートブック、ブラウン管式ディスプレイ、液晶ディスプレイ）の不法投棄台数の合計は、5,256台（前年度5,111台）で、前年度と比較して2.8%の増加となりました。

廃家電の不法投棄台数（増加分）の大部分は、ブラウン管式テレビが占めています。平成21年度に特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という。）に基づいてリサイクルされたブラウン管式テレビは、買い換え需要が増加したこと等から前年度と比較して約92%の増加となり、不法投棄台数の増加は約17%でした。

なお、一部の違法な不用品回収業者が、回収した廃家電を不法投棄した事案も発生しており、こうしたことも家電の不法投棄増加の一因と考えられます。

このため、環境省としては、今後、以下のような取組を進めるとともに、廃家電の適正なリサイクルの確保のための検討を進めてまいります。

- ① 廃家電の違法輸出防止対策として、関係機関と連携した地方環境事務所による水際対策
- ② 不用品回収業者の実態調査の実施
- ③ 廃棄物処理法に基づく立入検査の的確な遂行を地方自治体に求める通知の発出

1 背景

廃家電4品目（エアコン、テレビ（ブラウン管式及び液晶・プラズマ式）、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機）については、家電リサイクル法に基づき、製造業者等によるリサイクルが平成13年4月から始まっています。また、家庭から排出された廃パソコン（デスクトップ、ノートブック、ブラウン管式ディスプレイ、液晶ディスプレイ）については、資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）に基づき、製造業者等によるリサイクルが平成15年10月から始まっています。

これらを受け、環境省では、市区町村における廃家電4品目及び廃パソコンの不法投棄等の状況について、定期的に4月1日時点での調査を実施しています。

今回の調査の対象自治体は、全1,750市区町村（総人口約12,802万人）で、対象期間は平成21年度です。

2 廃家電4品目の不法投棄台数について

平成21年度の廃家電4品目の不法投棄台数のデータを取得している1,469自治体^{注1)}における平成21年度の廃家電4品目の不法投棄台数をもとに、人口カバー率*で割り戻して算出した全国の不法投棄台数（推計値）は、133,207台で、前年度と比較して11.6%の増加となりました（**図1**）。その構成比を品目別にみると、エアコンが1.9%（前年度2.9%）、ブラウン管式テレビが64.6%（同62.1%）、液晶・プラズマ式テレビが0.3%（前年度なし）、電気冷蔵庫・電気冷凍庫が20.8%（同21.8%）、電気洗濯機・衣類乾燥機が12.4%（同13.1%）でした。

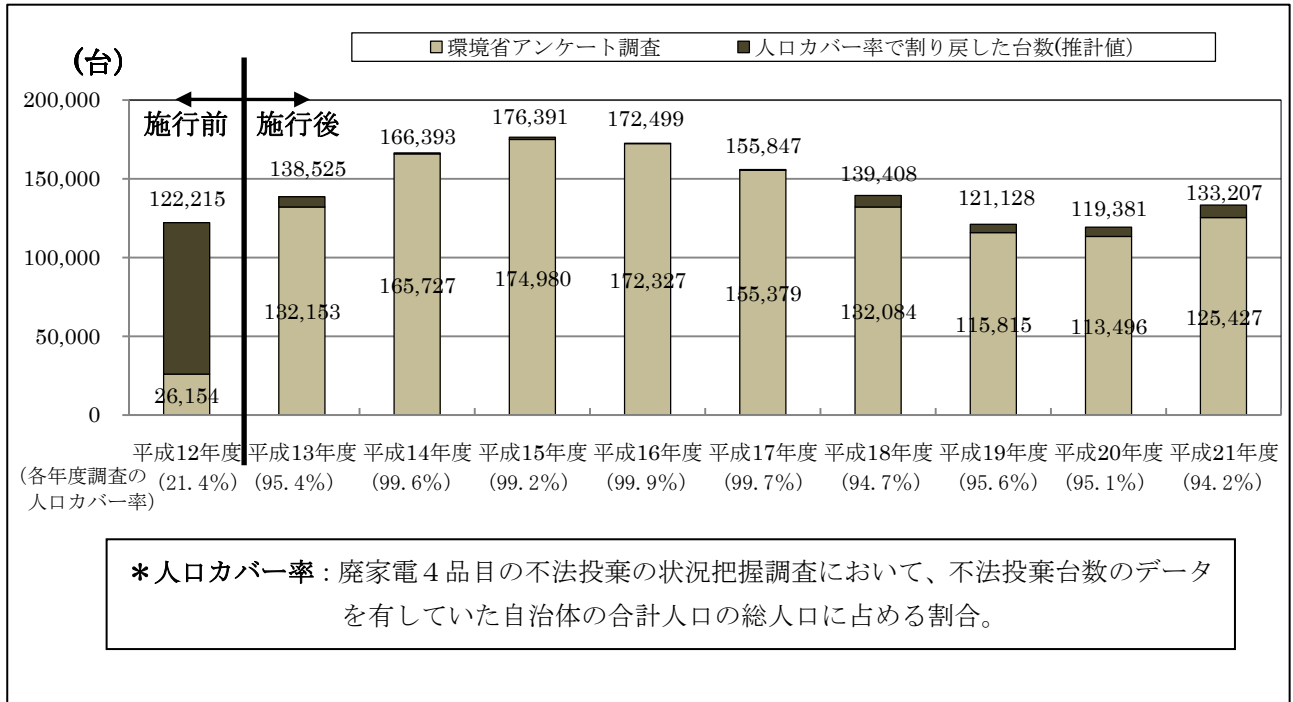
平成20年度及び平成21年度の廃家電4品目の不法投棄台数について、月ごとにデータを取得している1,268自治体^{注2)}（平成21年度の廃家電4品目の不法投棄台数111,642台）における月別不法投棄台数の推移を比較したところ、4月、12月及び3月（前年と変わらず）が他の期間に比べて不法投棄台数が多い傾向にありました（**表1**、**図2**）。

また、1,469自治体^{注1)}において、市区・町・村の各自治体の1万人当たりの不法投棄台数は、それぞれ、市区が9.4台、町が16.1台、村が24.7台であり、町村部で単位人口当たりの不法投棄台数が多い傾向が見られました（表2）。

注1) 1,469自治体の人口の合計は約12,054万人（総人口の約94%）です。

注2) 1,268自治体の人口の合計は約11,439万人（総人口の約89%）です。

(図 1) 不法投棄台数



(表 1) 月別不法投棄台数の推移

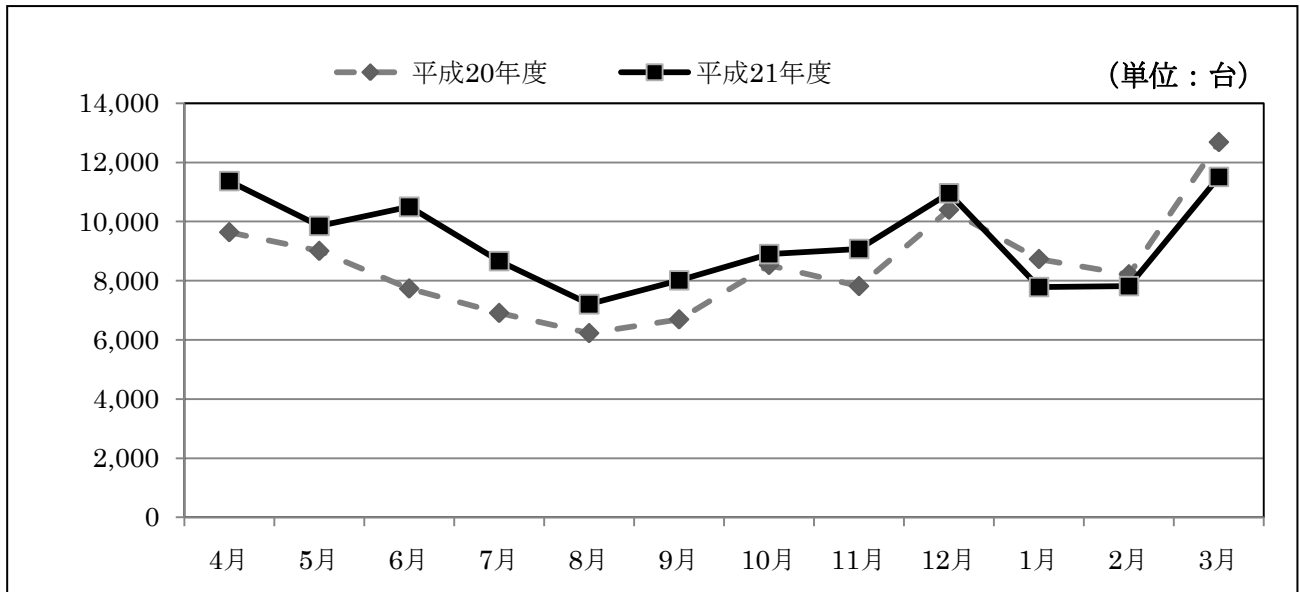
(平成 20 年度と平成 21 年度の月ごとのデータを取得している 1,268 自治体の比較)

(単位:台)

	4品目合計		エアコン		テレビ				電気冷蔵庫 電気冷凍庫		電気洗濯機 衣類乾燥機*	
	H20 年度	H21 年度	H20 年度	H21 年度	ブラウン管式		液晶・プラズマ式		H20 年度	H21 年度	H20 年度	H21 年度
					H20 年度	H21 年度	H20 年度	H21 年度				
4月	9,638	11,369	161	217	6,112	7,213	—	31	2,048	2,411	1,317	1,497
5月	9,004	9,849	155	186	5,727	6,237	—	18	1,985	2,106	1,137	1,302
6月	7,731	10,496	189	239	4,793	6,513	—	31	1,647	2,340	1,102	1,373
7月	6,905	8,663	182	177	4,084	5,229	—	18	1,718	2,090	921	1,149
8月	6,224	7,206	184	177	3,734	4,290	—	32	1,462	1,757	844	950
9月	6,689	8,013	153	192	4,100	5,012	—	23	1,570	1,725	866	1,061
10月	8,526	8,902	196	151	5,283	5,619	—	41	1,938	1,937	1,109	1,154
11月	7,813	9,075	175	156	4,931	5,940	—	29	1,709	1,889	998	1,061
12月	10,395	10,957	233	194	6,581	7,235	—	32	2,256	2,187	1,325	1,309
1月	8,729	7,786	239	147	5,776	5,157	—	18	1,671	1,563	1,043	901
2月	8,212	7,815	198	139	5,220	5,202	—	13	1,737	1,564	1,057	897
3月	12,685	11,511	302	218	7,965	7,815	—	43	2,726	2,127	1,692	1,308
合計	102,551	111,642	2,367	2,193	64,306	71,462	—	329	22,467	23,696	13,411	13,962

*電気洗濯機・衣類乾燥機の平成 20 年度の台数は、電気洗濯機のみ

(図 2) 月別不法投棄台数の推移



(表 2) 市区・町・村それぞれの1万人当たりの不法投棄台数 (平成 21 年度)

	1万人当たりの不法投棄台数[台]	回答自治体数 [自治体]	平均人口 [人]
市区	9.4	767	143,931
町	16.1	596	15,852
村	24.7	106	6,328
市区町村	10.0	1,469	82,038

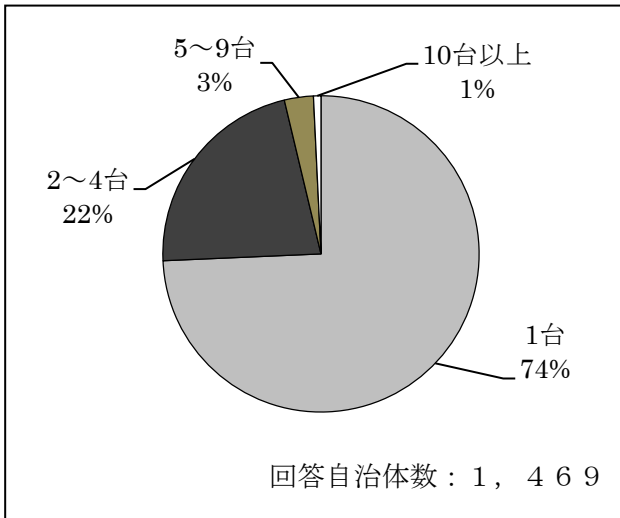
3 廃家電4品目の不法投棄物の処理状況について

平成 21 年度に廃家電 4 品目の不法投棄物を回収している自治体において、不法投棄 1 件当たりに回収した廃家電 4 品目の回収台数の内訳は、1 台：74%、2～4 台：22%、5～9 台：3%、10 台以上：1%でした (図 3)。

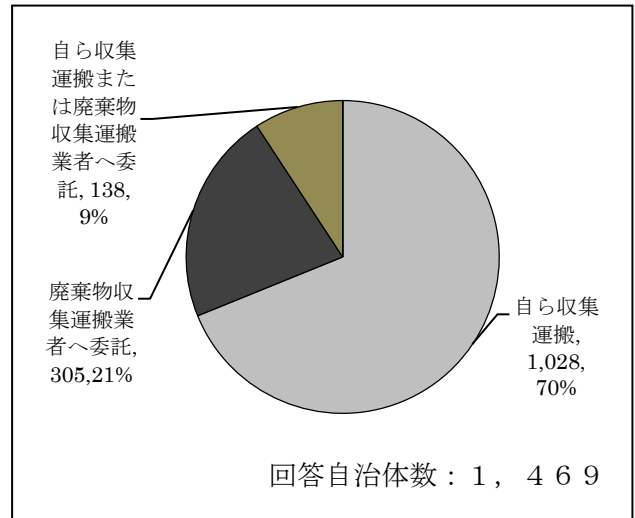
不法投棄物の収集運搬の主な実施者は、自治体自ら：70%、廃棄物収集運搬業者へ委託：21%、自治体自ら又は廃棄物収集運搬業者：9%でした (図 4)。また、「地区や繁忙期に応じて自治体自ら又は廃棄物収集運搬業者が運搬する」並びに「廃棄物収集運搬業者が運搬する」と回答した自治体に対して当該期間に廃棄物収集運搬業者に収集運搬を委託した件数等を尋ねたところ、廃家電 4 品目の委託費用等を把握している自治体の平均値について、委託件数は 14 件、委託費用は 533 千円 (前年度比 53.8%増) でした (表 3)。

また、当該期間中に不法投棄された廃家電 4 品目で自治体が回収できなかった物がある自治体：26%、ない自治体：74%でした (図 5)。未回収の不法投棄物があると回答した自治体に対してその理由を尋ねたところ、回収が物理的に困難：151 件、時期を決めてまとめて回収する：142 件、私有地で立入り不可：141 件等でした (図 6)。また、回収が物理的に困難であると回答した自治体に対してその事例を尋ねたところ、谷底等への投棄：37%、谷底及び湖沼等以外で車両等が進入不可の場所への投棄 26%、湖沼及び河川等への投棄：21%等でした (図 7)。

(図 3) 平成 21 年度不法投棄の 1 件当たりの回収台数の内訳



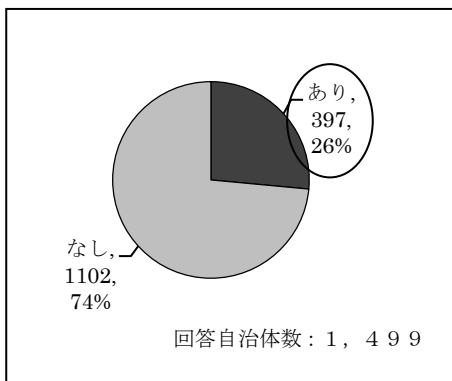
(図 4) 不法投棄物の収集運搬の主な実施者



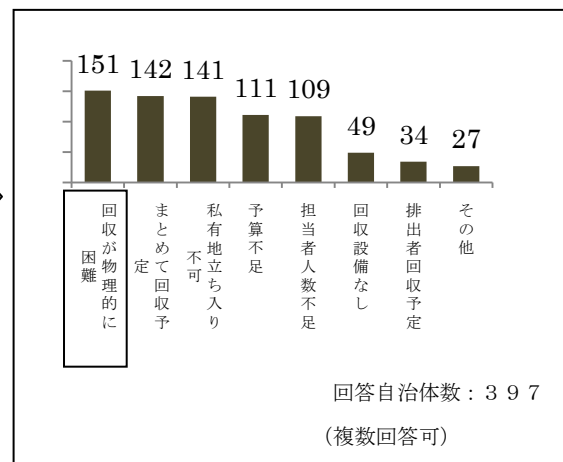
(表 3) 平成 21 年度における 1 自治体当たりの廃棄物収集運搬業者の委託件数及び委託費用

委託件数	委託費用	備考
14 件	533 千円	回答自治体数 367

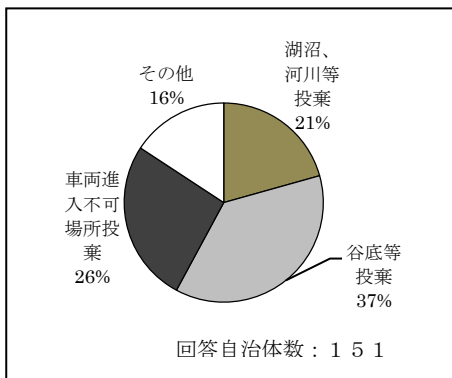
(図 5) 不法投棄未回収物



(図 6) 不法投棄未回収物がある理由



(図 7) 回収が物理的に困難な事例



回収が物理的に困難な具体的事例

4 廃家電4品目の不法投棄未然防止対策について

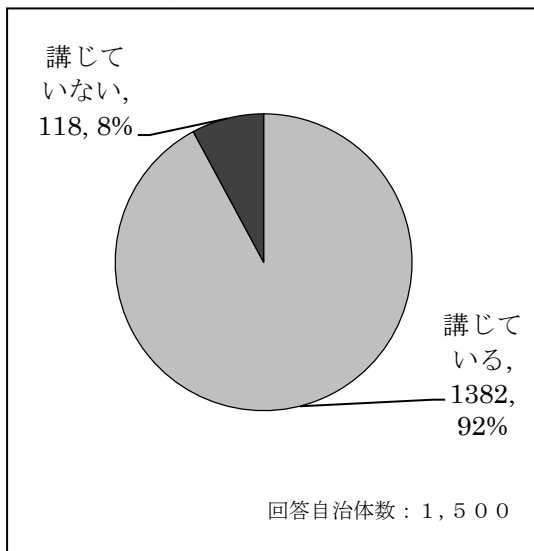
平成21年度における不法投棄未然防止対策について、その対策を講じている自治体：92%、講じていない自治体：8%でした（図8）。不法投棄未然防止対策を講じていると回答した自治体に対してその具体的対策を尋ねたところ、ポスター・チラシ・看板等による普及啓発：88%、職員又は委託業者によるパトロール：83%、住民との連携による監視・通報体制の構築：36%等が実施されていました（図9）^{注3)}。

平成21年度の自治体における廃家電4品目の不法投棄対応決算額（不法投棄未然防止対策及び不法投棄物処理費用。自ら処理した場合の人件費等を除く。）を把握している自治体の平均値は、610千円（前年度比5.0%増）でした（表4）。また、この廃家電4品目の不法投棄対応決算額について、廃家電以外も含めた全ての不法投棄対応決算額に対する割合は21%でした（表5）。

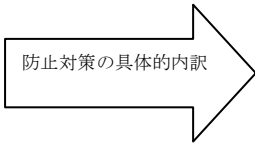
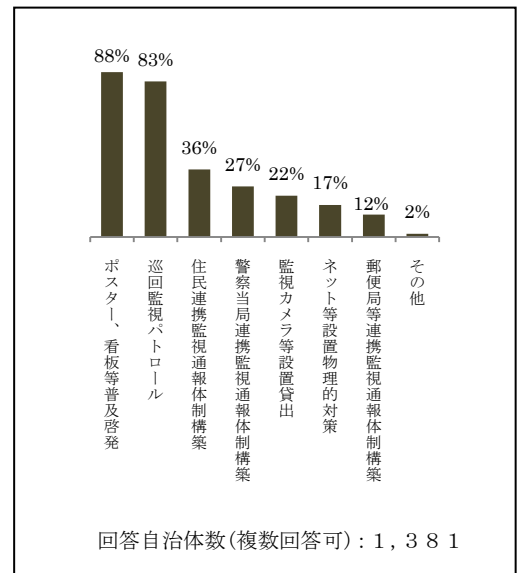
平成22年度の自治体における廃家電4品目の不法投棄対応の予算額（不法投棄未然防止対策及び不法投棄物処理費用。自ら処理した場合の人件費等を除く。）については、当初予算に計上している：86%、計上していない：10%等でした（図10）。平成21年度の当初予算を計上している自治体に対してその予算額を尋ねたところ、廃家電4品目の不法投棄対応の予算額を把握している自治体の平均値は588千円（前年度比18.3%減）でした（表6）。

また、ここ数年の廃家電4品目の不法投棄にかかる自治体の財政負担状況については、パトロールの強化や不法投棄の問題等により全体として負担増加：29%、変化していない：43%、判断できない：24%でした（図11）。

（図8） 廃家電4品目の不法投棄未然防止対策
（平成22年4月1日時点）



（図9） 廃家電4品目の不法投棄未然防止対策の具体事例



注3) 複数回答方式であるため、百分率の合計が100%となりません。

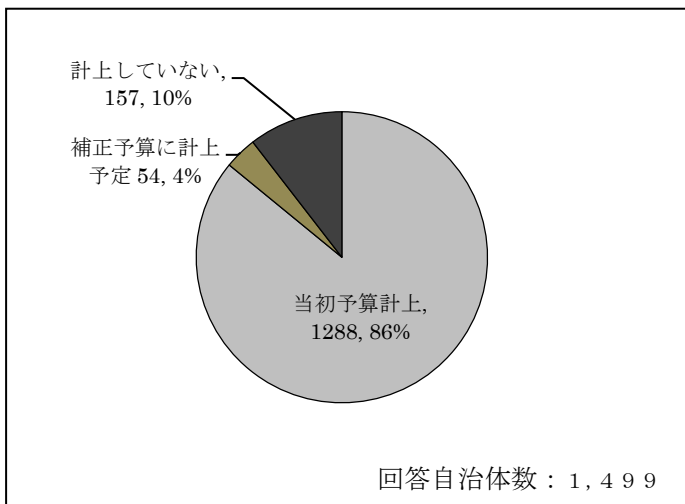
(表 4) 廃家電 4 品目の不法投棄対応決算額 (平成 21 年度)

平均値	中央値	備考
610 千円	165 千円	回答自治体数 1, 215

(表 5) 全不法投棄決算額に対する廃家電 4 品目の不法投棄対応決算額の割合 (平成 21 年度)

平均値	中央値	備考
21%	22%	回答自治体数 1, 140

(図 10) 廃家電 4 品目の不法投棄対応予算の計上状況 (平成 22 年度)

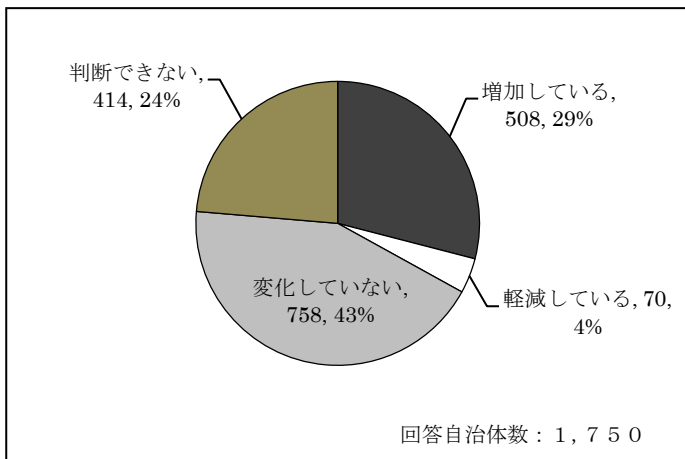


(表 6) 廃家電 4 品目の不法投棄対応予算額 (平成 22 年度)

平均値	中央値	備考
588 千円	250 千円	回答自治体数 1, 147

↑
当初計上予算額

(図 11) 廃家電 4 品目の不法投棄対策の財政負担状況



5 廃パソコンの不法投棄台数について

平成 21 年度の不法投棄台数のデータを有する 513 自治体^{注4)}における平成 21 年度の廃パソコンの品目別の不法投棄台数は、デスクトップが 1,877 台、ノートブックが 754 台、ブラウン管式ディスプレイが 2,268 台、液晶ディスプレイが 357 台、合計 5,256 台でした。前年度と比較して 2.8%の増加となりました。品目別にみると、デスクトップが 342 台減少（前年度比 15.4%減）、ノートブックが 152 台増加（同 25.2%増）、ブラウン管式ディスプレイが 203 台増加（同 9.8%増）、液晶ディスプレイが 132 台増加（同 58.7%増）でした。

平成 20 年度及び平成 21 年度の廃パソコンの不法投棄台数について、月ごとにデータを取得している 309 自治体^{注5)}（平成 21 年度の廃パソコンの不法投棄台数 3,805 台）における月別不法投棄台数の推移について比較したところ、4 月、12 月及び 3 月が他の期間に比べて不法投棄台数が多い傾向にありました（表 7、図 12）。

(表 7) 廃パソコンの月別不法投棄台数の推移

(平成 20 年度と平成 21 年度の月ごとのデータを取得している 309 自治体の比較)

(単位：台)

	合計		デスクトップ		ノートブック		ブラウン管式 ディスプレイ		液晶 ディスプレイ	
	H20 年度	H21 年度	H20 年度	H21 年度	H20 年度	H21 年度	H20 年度	H21 年度	H20 年度	H21 年度
4 月	465	438	209	155	52	45	193	201	11	37
5 月	330	370	132	128	62	35	127	181	9	26
6 月	231	336	119	113	30	32	73	175	9	16
7 月	260	303	107	98	34	38	111	146	8	21
8 月	295	297	140	91	24	29	125	166	6	11
9 月	233	269	90	88	34	42	96	121	13	18
10 月	365	269	151	112	45	27	151	112	18	18
11 月	276	316	116	115	38	56	103	126	19	19
12 月	436	395	188	132	57	59	170	171	21	33
1 月	303	279	113	109	47	54	130	96	13	20
2 月	367	222	129	75	50	43	171	75	17	29
3 月	423	311	133	96	50	59	213	127	27	29
合計	3,984	3,805	1,627	1,312	523	519	1,663	1,697	171	277

注4) 513 自治体の人口の合計は約 6,738 万人（総人口の約 53%）です。

注5) 309 自治体の人口の合計は約 5,110 万人（総人口の約 40%）です。

(図 12) 廃パソコンの月別不法投棄台数の推移

